

社援発0328第47号
平成31年3月28日
第1次改正
社援発0327第9号
令和2年3月27日
第2次改正
社援発0327第9号
令和3年3月27日
第3次改正
社援発0324第1号
令和4年3月24日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
関係法人の長
殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

外国人介護人材受入環境整備事業等の実施について

標記については、在留資格「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、その受入環境の整備を推進することを目的として、別紙1「外国人介護人材受入環境整備事業実施要綱」及び別紙2「外国人介護福祉士候補者学習支援事業実施要綱」を定め、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。

別紙 1

外国人介護人材受入環境整備事業実施要綱

外国人介護人材受入環境整備事業として、「介護技能評価試験等実施事業」、「外国人介護人材受入促進事業」、「外国人介護人材受入支援事業」、「介護の日本語学習支援等事業」及び「外国人介護人材相談支援事業」を実施するものとし、各事業の実施要領について、別添のとおり定める。

別添 1 介護技能評価試験等実施事業実施要領

別添 2 外国人介護人材受入促進事業実施要領

別添 3 外国人介護人材受入支援事業実施要領

別添 4 介護の日本語学習支援等事業実施要領

別添 5 外国人介護人材相談支援事業実施要領

別添 3

外国人介護人材受入支援事業実施要領

1 目的

外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修を実施するとともに、一定の介護技能等を有する外国人介護人材に対する資質向上支援を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 実施主体

(1) 直接補助として行う場合

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」）とする。
ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 間接補助として行う場合

実施主体は、都道府県等が本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体とする。例えば、外国人介護人材を現に受入れており、当該人材を対象に適切に介護技能向上のための集合研修を実施できる介護施設等が想定される。

3 事業内容

(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施

都道府県等の管内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人（以下「研修対象者」という。）の介護技能を向上することを目的として集合研修を実施する。（間接補助として行う場合は、上記2の(2)により都道府県等が適当と認める民間団体が実施する集合研修にかかる経費を助成するものとする。）

なお、他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することは差し支えないが、その場合は合理的な方法により費用按分を行い、上記の研修

対象者に係る経費のみを補助対象とすること。

集合研修の実施にあたっては、以下のアからオまでの内容を盛り込んだ集合研修実施計画を作成すること。

ア 研修内容

研修内容は、介護技能の向上をはじめ、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容（「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」、「文化の理解」、「介護の日本語」、「認知症の理解」等）とすること。また、研修は講義（座学）のみならず、演習を取り入れて行うこと。

イ 研修体制

研修講師は、外国人の介護職員を対象にして介護の領域の講義等を教授した経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。また、通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、研修対象者が効果的に学習できるような体制を組むこと。

また、研修対象者の入国年次等によって介護技能及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に、研修対象者数や個々の能力等を把握し、必要に応じてグループに分けて研修を行うなど、個々の能力に応じて効果的な研修体制を組むよう努めること。

ウ 研修成果等の確認

研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にしておくこと。また、研修の開始時と終了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施するなど、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。

エ 研修期間

研修内容、研修体制等に応じた研修期間を設定すること。

なお、研修対象者への学習効果を向上することや、当該地域の研修対象者同士の交流機会を確保すること等の観点から、事業実施期間を通じて、定期的に複数回実施する方法も考えられる。

オ 研修教材

研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。

なお、国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、同事業で開発・運営している介護の日本語学習に関する WEB コンテンツを、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等を有効に活用すること。

カ その他

本事業は集合研修を実施することが基本であるが、研修対象者の受入状況や就労場所の地理的要因などを踏まえて、各地域の実情に沿う方法により研修を実施することも可能とする。このため、研修内容のうち一部を集合研修以外の方法で実施することや、研修対象者のうち一部に対し集合研修以外の方法で実施することも可能である。集合研修以外の方法としては、例えば、研修講師が研修対象者の受入施設に訪問すること（施設訪問型）により研修を実施する方法が考えられる。

(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施

実施主体は、外国人介護人材受入施設における受入体制整備を推進することを目的として、外国人介護人材受入施設等（受入予定施設等を含む）の職員を対象にした研修を実施することができる。研修内容は、外国人介護人材を受入れるにあたり施設等において必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護人材受入事例の紹介などが考えられるが、地域の実情に応じて必要な研修内容を検討すること。なお、本研修の対象施設等は、在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることができる。

(3) 研修講師の養成研修の実施

実施主体は、上記（1）又は（2）に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的として、当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するための研修を行うことができる。研修内容は、上記（1）のA又は（2）の研修を適切に実施するための知識・技術の習得などが考えられるが、地域の実情に応じて必要な研修内容を検討すること。

(4) キャリアアップ支援事業の実施

上記（1）の集合研修の受講者のうち、特に優秀と認められた者または一定の介護技能及び日本語能力を有する者に対して、介護職員としてさらなるステップアップを図るために必要な介護に関する研修費用を助成することができる。助成額は対象者1人あたり3万円程度とすること。

なお、助成金の支給要件として、対象者が就労する介護施設等の中において、具体的にどのようなキャリアアップを目指しているか、また、助成金を活用してどのような研修を受講するか等について確認すること。

4 オンライン方式による研修の実施

3（1）～（3）については、一定の条件を満たす場合においては、オンライン方式による研修の実施が可能である。なお、研修内容や研修体制、研修期間等については、原則として、3（1）～（3）の内容を踏まえて設定すること。

（1）実施要件

実施主体において、以下のいずれかにあてはまると判断する場合とする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を講ずる等の理由により、集合形式による実施が困難である場合
- ・ 研修の実施規模や対象範囲等を踏まえ、集合形式よりもオンライン方式による研修の方が効率的に実施できる場合
- ・ 研修内容が、オンライン方式による研修でも適切に実施できる内容である場合

（2）実施方法

例えば以下のような実施方法が考えられるが、実施主体において、一定の研修内容の質を確保したうえで研修を実施し、研修成果等の確認を行うことができれば、いずれの方法において実施して差し支えない。

- ・ 実施主体において、オンライン方式による研修を配信し、受講者は受入施設等ごと又は個人ごとに受講する方法
- ・ 実施主体において、オンライン方式による研修教材を作成して、管内の受入施設等に配布し、受講者は受入施設等ごと又は個人ごとに受講する方法

（3）教材・マニュアル

教材については、3（1）については「オ 研修教材」の内容を参考とするほか、各実施主体において用意する教材を活用して実施しても差し支えない。

また、上記（2）実施方法に応じて、オンライン方式による研修が円滑に実施できるよう、マニュアルを整備しておくこと。

なお、研修の実施に当たっては、令和3年度厚生労働省補助事業「介護の日本語学習支援等事業」において作成した、オンライン方式による研修を実施する際の教材やマニュアルを配布しているので、適宜活用をお願いしたい。

（4）対象経費

オンライン方式での研修の実施のために必要な経費であれば対象として差し支えないが、例えば、機材の購入を行う場合など、オンライン方式での研修の実施以外にも使用することを想定している場合については、合理的な方法により費用の按分を行い、オンライン方式での研修の実施に係る経費のみを補助対象とすること。

また、オンライン方式での研修の実施において、3（1）～（3）と関係ない内容の研修が併せて実施されるような場合や、3（1）～（3）の研修対象者等以外の者が受講されるような場合については、合理的な方法により費用の按分を行い、3（1）～（3）の内容又は研修対象者等に係る経費のみを補助対象とすること。

（5）その他

3（1）～（3）において、演習形式での集合研修を実施する場合など、オンライン形式による研修と組み合わせて、適宜、実施主体が必要と判断する方法において、より効果的に実施することは差し支えない。

5 国庫補助基準額

1 実施主体あたりの国庫補助基準額は、3の（1）から（4）にかかる経費を合計し、300万円とする。

ただし、例えば離島や中山間地域等、地域の地理的条件により管内複数か所で集合研修を実施する場合や、地域の社会資源（研修会場等）を有効に活用し、かつ、効率的に事業を実施してもなお、当該基準額を超えた経費が必要になる場合は、当該基準額を超えた協議を認める場合がある。

なお、予算の範囲内で調整を行うことから協議額どおり認められないことがあること、また、都道府県等管内に研修対象者等が見込まれない場合は国庫補助の対象としないこととする。